

令和2年12月11日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和2年12月11日（金）
午後1時30分から午後2時30分

2、開催場所：高森総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	首藤 光一
4番	檜木野 繁英	5番	色見 隆夫	6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
10番	甲斐 正一	11番	城井 若生	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員：全員出席

5、議事日程

第1 議事録署名委員の氏名に関する件

第2 農地法第18条の規定による小作解約について【合意解約】

第3 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用
集積計画（案）の承認について

第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用
集積計画（案）の承認について【中間管理】

第7 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用
配分計画（案）の承認について【中間管理】

6、農業委員会事務局職員

局長 後 藤 一 寛
係長 津 留 大 輔
係 丸 山 響

事務局 本日は、事務局長が今この時間に町議会で一般質問の答弁中でございますので、終わられてから途中で参加することになっておりますが、御了承をお願いいたします。代わりまして、私から本日の開会をさせていただきます。高森町農業委員14名中、全員御出席ということで、過半数の出席を認め、総会が成立しております。

まず、会長の挨拶の前に、憲章の読み上げをお願いいたします。本日は檜木野委員さん、よろしく申し上げます。

4番委員 こんにちは。お世話になります。

4番、檜木野です。農業委員会憲章のご唱和、よろしく申し上げます。

1つ、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。

1つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と有効利用を進めます。

1つ、農業委員会は、農地利用の最適化を目指し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

1つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

1つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会を目指します。

ご唱和ありがとうございました。

事務局 ありがとうございます。

それでは、続きまして、会長ご挨拶をお願いします。

議長 改めまして、こんにちは。

年の瀬も迫り、皆さんお忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

とうとう今年ももう終わりになってまいりましたが、コロナに振り回されて大変な1年だったと感じております。

そんな中であっても、私たちの活動を止めるわけにはまいりませんので、皆さんに頑張ってもらいました。それでも、若干なりとも活動に制約があったと思います。農業委員会総会のほうは、影響を受けるわけにはまいりませんでしたけれども、この後にある会議は相当影響を受けて、進捗状況にもかなりの影響を受けた1年であったかなと思っております。

今年最後の総会になりますけれども、お世話になります。よろしくをお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

議事進行は、会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。

その前に、手元に今日追加で配付した資料がございますので、そちらのご確認をお願いします。

この式次第、令和2年度第9回高森町農業委員会、横向きA4の紙です。本日、一つ追加の議案を提出しております。第7、議第38号というのをお手元に配付をさせていただいております。本日、一つ緊急ですが、漏れがございまして、追加提出ということになります。よろしくお願いたします。

では、議長、お願いします。

議長 それでは、早速でございますけれども、議事に入らせていただきます。

本日の「議第33号」

事務局 議第33号、高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和2年12月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。それでは、議事録署名委員の指名に関する件でございますが、本日は4番の檜木野委員、5番の色見委員にお願いいたします。よろしくお願いたします。

続きまして、「報告第10号」

事務局 報告第10号、農地法第18条の規定による小作解約について【合意解約】。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和2年12月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。報告案件でございますので、事務局のほうから説明をいたします。

事務局 はい。それでは、事務局からの説明に入らせていただきます。

まず、報告第10号の農地法第18条審議資料の整理番号1番をご覧ください。議案書は4ページから8ページ、補足資料が2ページになっております。

この案件につきまして、令和元年の8月に後継者への使用貸借権の設定による経営移譲を行ってございましたが、受け手の都合により、合意解約を行うということで報告が上がっております。

今後の合意解約後の農地の管理などについてです。議案書6ページの下2筆及び7ページの上2筆の計4筆は、この後の議第34号、農地法第3条申請にて売買の申請が出ております。残った解約した土地につきましては、現在、借り手を探しているとのことで

す。

続きまして、整理番号、次は2番と4番、3番と5番がそれぞれ一連の案件になります。議案書は9ページ、補足資料は3ページから4ページです。

それぞれ中間管理機構を介した使用賃貸借権の設定を行っていましたが、出し手の都合により、農地を別の方に売却するということが報告が上がっております。申請地は、先ほどの案件と同じように、この後の農地法第3条申請にて売買の申請が上がっております。

事務局からの説明は、以上です。

議長 (複数委員) はい。この報告について、何か御意見ございますか。

ありません。

議長 はい。ないということでございますので、報告のとおりとさせていただきます。

続きまして、「議第34号」

事務局 議第34号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和2年12月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。これは私の地元でございますので、私のほうから説明をさせていただきます。

資料は11ページになります。内容につきましては、右のほうに事細かく書いてございます。それから、補足資料等は10ページを見ていただければ分かるかと思えます。よろしく申し上げます。

事務局より補足をしていただきます。

事務局 事務局から補足をさせていただきます。

先ほどの報告第10号の整理番号1番、合意解約の報告に関連した案件になります。議案書が11ページで、補足資料は6ページと10ページになっております。

4筆の農地法3条の許可申請になっております。申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

議長 はい。補足していただきましたが、少し付け加えます。11月30日に現地立ち合いを私がさせていただきましたときに、今まで作っていた方が買い取るというような形で、きちっと畑は畑なりに、牧場は牧場なりに管理がなされていたということを付け加えていただきます。以上です。

	何か御意見ございますか。
(複数委員)	ありません。
議長	はい。ないということですので、承認をいたします。 続きまして、番号 2、3 につきましては、関連性がありますので、工藤委員さんから併せて説明を求めたいと思います。よろしくお願いたします。
6 番委員	議第 3 4 号、農地法第 3 条審議資料、1 2 ページをご覧ください。補足資料は 3 ページと 4 ページになります。 説明といたしまして、2 番及び 3 番は同一案件のため、併せて説明します。 譲渡人、譲受人は、先のとおりです。申請地は農振農用地区域内の農地が計 3 筆です。譲渡人は高齢で、町外に住んでおり、今後の権利異動が複雑になる前に農地を売買したいという農地法第 3 条申請になります。譲受人は、周囲の耕作地と同様に営農を行っていく予定です。 以上です。よろしくお願いたします。
議長	はい。これにつきましても、補足をしていただきます。
事務局	はい。農地法第 3 条審議資料の整理番号 2 番及び 3 番の関連案件について、補足をさせていただきます。 この内容も先ほどと同じように、報告第 1 0 号、整理番号 2 と 4 及び 3 と 5 の合意解約の報告に関連した案件になります。3 筆の農地法 3 条売買の許可申請です。 申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第 3 条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調査要件などの要件を満たしております。 以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。 事務局からは以上です。
議長	はい。ありがとうございました。
6 番委員	この売買の案件につきまして、何か御意見ございますか。
議長	先月の 2 2 日に、現地確認を行っております。 はい。ありがとうございます。 その現状としては、耕作されているということですね。
6 番委員	はい。
議長	しっかり管理されているというようなことですので、何か御意見ございますか。
(複数委員)	ありません。
議長	はい。ないということですので、農地法第 3 条の番号 2、3 については、承認いたします。

	<p>続きまして、第34号の番号4、これについては三森委員さん、よろしく願いいたします。</p>
9番委員	<p>議第34号、農地法第3条審議資料、13ページの4番をご覧ください。補足資料は、9ページと12ページに写真が載っています。</p>
	<p>譲受人、譲渡人は、先のとおりになっております。申請地は、農振農用地区域内の農地が1筆です。10年ほど前より既に相対で契約を交わしていましたが、譲渡人の都合により、今後、売買で所有権を手放したいという農地法第3条申請になります。譲受人は、これまでも申請地でトマトを栽培しており、今後同様、営農を行っていく予定になっておりますので、よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、整理番号4番の案件につきまして、事務局からの補足をさせていただきます。</p> <p>議案書が13ページで、補足資料が9ページと12ページです。</p> <p>申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの要件を満たしています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しています。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>担当委員さん、事務局からのお話を聞いていますと、全然問題はないかなと感じておりますけれども、いかがでしょうか。大丈夫ですか。</p>
(複数委員)	<p>はい。</p>
議長	<p>はい。ということでありますので、許可といたします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、「議第35号」</p>
事務局	<p>議第35号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。</p> <p>別紙のとおり本委員会の決定に附する。</p> <p>令和2年12月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。</p>
議長	<p>はい。第4条の審議になりますが、委員さんの中にも関係者がいらっしゃいますし、私もそのうちの一人ですが、関係案件の場合は中座していただきたいと思っておりますので、そのときはよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、番号1につきましては、吉良山委員さん。</p>
13番委員	<p>議第35号、農地法第4号審議資料。15ページの案件です。</p> <p>補足資料については、14ページに記載されております。</p> <p>この案件は、私の地元でございます。申請地、申請者等は先のと</p>

おりです。申請地の周辺は、北側及び西側の山林が広がり、有害鳥獣の被害が多く、耕作に適していないため、山林に転用したいという農地法第4条の申請になりますので、慎重に御審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長
事 務 局

補足をお願ひいたします。

では、補足をさせていただきます。

今回、1筆の農地法4条、農地転用申請になります。また、この案件は既に一部が植林されており、一部追認の案件になっております。申請書には、事業計画書、資金計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について、事務局は資力及び信用、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周囲の農地などに係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であるというふうに判断しています。

申請地は、今年度の5月に農振農用地の除外の申請が出ており、11月に許可が下りております。また、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、農地の区分が第2種農地であることから、立地基準についても問題ないというふうに判断しております。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しています。以上です。

議 長

はい。ありがとうございました。

これは、この前、11月に農振地除外が完了した案件でございます。今年度の5月の協議会において、日照など、数々の点を協議し、除外は妥当であるということで上にあげましたが、無事に農振地からの除外が認められたということで今回転用の方の申請が上がっております。よろしゅうございますか。

(複数委員)

はい。

議 長

はい。それでは、番号1については、許可をいたします。

番号2については、農業委員さんの関係案件でございますので、退席をしていただきたいと思いますと思ひます。

(関係委員 退席)

議 長

はい。それでは、番号2については、首藤委員さん、よろしくお願ひいたします。

3番委員

よろしくお願ひします。

同じく15ページ、議第35号、農地法第4条審議資料、番号2です。

申請地、申請者等は、先のとおりです。申請地は、周囲を山林に囲まれ、日当たり悪く、有害鳥獣の被害も多い耕作不適格地である

ため、山林に転用したいという農地法4条申請になります。

よろしく願いいたします。

議 長
事 務 局

はい。これについても、事務局のほうから補足がございます。

はい。先ほどの整理番号2番の案件につきまして、補足をさせていただきます。

今回も1筆の農地法第4条、農地転用申請になります。申請書には、事業計画書、資金計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について事務局は、資力及び信用、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。

申請地は、令和2年5月の農振協議会にて農振農用地除外の申請がしてあり、11月に許可が下りております。また、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、農地の区分が第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であるというふうに判断しています。補足は以上です。

議 長

はい。ありがとうございました。

私もこの辺りをたまに通りますが、この写真を見て貰うと分かるように、山の中でとても厳しい条件のところにあるというふうに思っております。

いかがでございますか。何か御意見ございますか。

(複数委員)

ありません。

議 長

はい。ないということでございますので、2番につきましても許可といたします。

続きまして、番号3番も農業委員さんの案件でございますので、席を立てさせていただきたいと思えます。

(関係委員 退席)

議 長

それでは、番号3につきましては、私のほうから説明をさせていただきます。

審議資料といたしましては、今の15ページの3番になりました。要件につきましては、申請地、申請者等は先のとおりです。申請地の周辺は南側と西側に山林が広がり、日当たりが悪いほか、有害鳥獣の被害も多く、耕作に向かないため、数年前に植林をしております。追認となる農地法第4条申請でございまして、こちらの補足資料は16ページのとおりとなっております。よろしく願いいたします。

補足をよろしく願いします。

事務局	<p>はい。それでは、議案書15ページ、整理番号3番の案件について補足させていただきます。</p> <p>補足資料は16ページに航空写真、18ページに現況写真が付いております。</p> <p>申請者には、事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について事務局は、資力及び信用、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しております。</p> <p>申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、農地の区分が第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しております。また、始末書も提出していただいております。</p> <p>以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であるというふうに判断しております。</p> <p>事務局からの補足は、以上です。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>以上のようなことで申請が上がっておりますが、何か御意見ございますか。</p>
(複数委員)	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい。ないということでございますので、この3番につきましても許可といたします。</p> <p>続きましては、私の関連案件でございますので、中座をさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>(会長 退席)</p>
事務局	<p>会長の関連案件でございまして、ここは副会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
副議長	<p>引き続き、今の案件に対して、議第35号、農地法第4条審議資料により、担当委員の説明を求めます。</p>
10番委員	<p>15ページの議第35号、農地法第4条審議資料、4番をご覧ください。補足資料は17、18ページです。</p> <p>それでは、転用理由を申し上げます、申請者等は下記のとおりです。申請地の周辺は、西・東側に山林があり、斜面地及び有害鳥獣の被害により、耕作が困難な土地のため、北側の土地と併せて植林を行う農地法4条申請でございます。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
副議長	<p>では、皆さん、審議をお願いします。その前に事務局からの補足ををお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、事務局からの補足をさせていただきます。</p>

議案書 15 ページ、補足資料が 17 ページから 18 ページになります。

申請書には、事業計画書、資金計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について事務局は、資力及び信用、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。

申請地は、令和 2 年 5 月に農振協議会にて農振農用地除外の申請が出ており、11 月に許可が下りております。また、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、農地の区分が第 2 種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しております。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であるというふうに判断しております。

補足は以上です。

副議長 副議長 副議長 事務局 議長 事務局 議長 事務局

では、何か御意見はございませんか。

(複数委員) ありません。

副議長 副議長 副議長 事務局 議長 事務局 議長 事務局

よろしいですか。

(複数委員) はい。

副議長 副議長 副議長 事務局 議長 事務局 議長 事務局

はい。では、案件のとおり許可といたします。

事務局 議長 事務局 議長 事務局

はい。ありがとうございました。

議長 事務局 議長 事務局

ありがとうございました。

続きまして、「議第 36 号」

事務局 議長 事務局 議長 事務局

議第 36 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画(案)の承認について。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和 2 年 12 月 11 日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 事務局 議長 事務局

はい。基盤強化促進法に附する案件でございますので、事務局のほうから説明をいただきたいと思っております。

事務局 議長 事務局 議長 事務局

はい。それでは、事務局からの説明をさせていただきます。

基盤法につきまして、かなり量がありますので、このまましばらく私の方から説明させていただきます。

まず初めに、議案書 17 ページ、補足資料は 20 ページになります。整理番号 1 番の案件につきまして、賃貸借件設定の再設定の申請になります。利用は以前と同様、水稻の栽培を行い、契約期間及び支払小作料等は同様となっております。

次に、議案書 18 ページ、補足資料は 21 ページです。整理番号 2 番の案件につきまして、賃貸借権と使用貸借権の再設定の申請になります。畑を賃貸借権、原野を使用貸借権の再設定を行い、飼料

作物の栽培及び採草地としての利用を行うとのことです。

続きまして、議案書は19ページから24ページ、補足資料は23ページから33ページ、また40ページから42ページになります。整理番号4番の案件につきまして、整理番号4番から15番の案件につきましては、借受人が同一のため、一つの関連案件として説明させていただきます。4番、5番及び15番は賃貸借権及び使用貸借権の再設定の案件です。そのほかについては、これまで相対で契約し耕作を行っていたものの、相対契約では国の交付金の対象とならないため、現状に即した形で許可を受けようとする賃貸借権の設定になっております。今までの契約が相対であり、農地台帳上の利用権設定の記録がないため、新規設定での申請となっております。現在は既に申請地で耕作を行っており、今後も引き続き、樹芸作物を栽培する予定です。

大変申し訳ありません。この案件とその後続く2件の案件につきましては、補足資料の現地写真が数枚ほど撮れていない箇所がありますが、聴取にて全て同じように樹芸作物の栽培がされているということは確認しております。

続きまして、整理番号は16から27の案件は、これもまた借受人が同一になっておりますので、一連の案件として御説明させていただきます。議案書が24ページから27ページ、補足資料が34から38、また43から47ページです。この方についても、これまで相対で契約し、耕作を行っていたものの、相対契約では国の交付金の対象とならないため、現状に即した形で許可を受けようとする賃貸借権の設定になります。今までの契約が相対であり、農地台帳上の利用権設定の記録がなかったため、新規設定での申請となります。現在は、既に申請地で耕作を行っており、今後も引き続き樹芸作物を栽培する予定です。

続きまして、整理番号は28から30の案件もまた、借受人が同一になっておりますので、一連の案件として御説明させていただきます。議案書は27ページから28ページ、補足資料が39ページと47ページから49ページになります。これまで相対で契約し耕作を行っていたものの、相対契約では国の交付金の対象とならないため、現状に即した形で許可を受けようとする賃貸借権の設定になります。今までの契約が相対であり、農地台帳上の利用権設定の記録がなかったため、新規設定での申請となっております。ここも現在は既に申請地で耕作が行われており、今後も引き続き樹芸作物を栽培する予定です。

事務局からの説明は、以上になります。

議長

はい。ありがとうございました。

何ら、その内容としては変わらないと。ただ、きちっと整理をしておかないと、国からの補助金の対象にならないということから、こういった相対を離れて、明確な契約に結び変えるというふうに理解をしいいかなと思えますが。

事務局 3つの案件は、今まで口頭契約というところで、以前から貸し借りの関係はございました。それを今回、総会に諮り、正しい手順を踏んだ契約に切り替える内容です。そのきっかけが今回、コロナ関連での国の交付金、時期作物の支援金というようなところの給付を受けるためには、正式な契約を結んでいる必要があるということで、3人の借受人が今回、口頭契約から正式契約に結びなおしたいというところになります。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。
今説明があったとおりでございますが、何か御意見ございますか。ありませんか。

(複数委員) はい。

議長 はい。ないということでございますので、このとおりに決定をいたします。

続きまして、「議第37号」

事務局 議第37号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認について【中間管理】。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和2年12月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。これも基盤強化促進法に関することでございますので、事務局のほうから説明をいたします。よろしく申し上げます。

事務局 29ページからの説明を申し上げます。

まず、30ページ、番号1につきましては、補足資料が52ページと53ページになります。補足資料の51ページの航空写真は、今回、議案に上がっていないものとなりますので、そちらは飛ばしていただいて、52ページと53ページになります。

土地の所有者、利用権を設定する者の土地の所有者はお亡くなりになられておりました、その相続権のある方が設定者となります。設定を受ける者は、農地バンクとなります。農地バンクを介して土地の貸し借りをを行うという案件になります。利用権を設定する土地は、こちらに掲載しています3筆分の田となります。契約期間は令和3年2月1日から5年間、令和8年1月末までとなっています。支払方法、小作料、作物は、記載のとおりでございます。番号1につきましては、以上です。

もう関連ですので、全部いきます。

番号2番、賃貸借権設定、補足資料は54ページになります。こ

ちらも同じく、農業公社を通しての農地バンク案件となります。畑1筆の5年契約、令和3年2月1日から令和8年1月末までの5年計画です。支払方法、小作料、作物は、記載のとおりとなります。こちらは1筆当たりの金額となっています。

続きまして、番号3、使用貸借権設定です。利用権を設定する者はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者は農地バンクです。田んぼ1筆の5年契約になります。令和3年2月1日から令和8年1月末までです。使用貸借ですので、金銭は発生いたしません。作物はご覧のとおりです。

続きまして、番号4、賃貸借権設定です。利用権を設定する者はご覧のとおりです。相手方は、受ける者は農地バンクです。田1筆、5年間の賃貸借権の設定です。支払方法、小作料、作物につきましては、ご覧のとおりです。補足資料は56ページになります。

次に、31ページをお開きください。

番号5、賃貸借権の設定です。利用権を設定する者はご覧のとおりです。設定を受ける者は農地バンクです。畑1筆、5年契約の賃貸借権設定です。令和3年2月1日から令和8年12月末までです。これは物納となっております。補足資料は57ページ、位置関係はこのようになっています。

番号6番、賃貸借権設定です。利用権を設定する者、受ける者は、ご覧のとおりです。畑1筆、10年契約となっています。支払方法、小作料、作物は、ご覧のとおりとなります。

ここの6番までが次の議第38号でまた御説明しますが、農事組合法人が借り受けるという計画になっています。

最後に、番号7の賃貸借権設定です。農地を借り受ける者、利用権を設定する者は、ご覧のとおりとなっています。こちらも農地バンクの借受案件となります。全部で9筆の賃貸借権設定です。10年契約で、令和3年2月1日から令和13年1月31日までの契約となっています。支払方法、小作料、作物につきましては、ご覧のとおりとなります。位置関係は、補足資料の59ページから61ページまでに掲載をしています。色見の農地になります。町民体育館の近辺となります。62ページからは、そこの現況の確認写真を掲示しております。今までも相対での契約をされていた農地ばかりでございまして、既に適正な農地利用がなされております。

この番号7番につきましては、これは更新案件にはなりません。今までは相対での正式な契約を結んでいましたが、今回、更新をするにあたって、農地バンクを利用していただいた案件になります。

事務局からの説明は、以上です。

議長

はい。ありがとうございました。

先ほどから、農地バンク利用の案件というのが度々出てきますので、良いことかなと思っておりますけれども、少し気になったところがあります。7番について、樹芸作物、飼料作物と書いてありますが、現在、これらが栽培されているということですか。

事務局 はい、番号7番につきましては、今までも相対での正式な契約で農地の貸し借りが継続されていまして、既に樹芸作物は苗木が植えられ、飼料作物は牧草が既に耕作されているという現状です。

議長 これは補足資料を見ると、持ち主さんから農業公社に行って、公社から借り手に行くということですか。

事務局 はい、持ち主から公社、公社から借受人、という形になります。

議長 樹芸や飼料作物と書かれているのは、借受人が既に今作っているということでしょうか。

事務局 そうです。既に作っています。金銭のやり取りを、間に農地バンクが入ることで、手間がかからなくなるといったメリット等を踏まえて今回農地バンクでの契約に切り替えることになっています。

議長 栽培物が飼料作物になっていますが、これは大丈夫かなと思って。牧草が必要な方が樹芸の方とは別に借りているということでしょうか。

事務局 そうです。

議長 分かりました。ということだそうです、よろしくお願いします。

今説明がございましたけれども、何か御不審な点とか、御質問とかございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、このとおりとさせていただきます。

続きまして、先ほど冒頭に話がございました追加の案件をこれから行きたいと思えます。

「議第38号」

事務局 議第38号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用配分計画(案)の承認について【中間管理】。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和2年12月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。これも先ほどからやっております基盤促進法の案件でございます。事務局のほうから説明をいたします。よろしく申し上げます。

事務局 はい。本日お配りしました追加議案の議第38号をご覧ください。1ページ、2ページ、両面刷りになっています。

こちらは先ほど議第37号で説明をいたしました農地バンクを利用した農地の貸し借り、先ほどの議第37号は農地バンクが預かる

集積計画(案)で、今度の38号は農地バンクが借り受けた農地を誰に貸すのかという配分計画の案となります。

農地の筆につきましては、先ほどの議第37号の筆と同様の筆になっています。その農地を公社から借り受ける側の案件になります。

1 ページ目の整理番号138の54から、裏面の144の60までは、農事組合法人が一括して借り上げるという計画になっています。この農事組合法人は、農地利集積計画があります。その集積計画に基づきまして利用権の設定の条件が整った農地を次々このように借り受けて、規模拡大をしていくというような計画になっています。

今後も、この農事組合法人が条件の整った地域の農地を次々と借り上げて、農地の集積・集約を行うというような計画になっています。その農地の集積には、この農地バンクを利用するというのが必須となっていますので、今回の配分計画となっています。

もう一つの2ページ裏面の145-61番から146-62番、147-63番、この3つの案件については、先ほどの議第37号の7番の農地の関連案件です。1名が所有している農地を3名の方に分配して配分するという計画になります。先ほどからの説明のとおり、牧草畑であったり、樹芸地であったり、野菜を作る畑であったりという利用の仕方での分配をするということになります。

事務局からの説明は、以上です。

議 長

はい。ありがとうございました。

条件の整ったところから、随時、法人は請け負っていくというような形を取られておるといふようなこととございます。また、そのほかは牛を飼う人、野菜を作る人、樹芸を行う人での3分割になるとのことです。何ら問題はないと私は思いますが、何かございますか。

(複数委員)

ありません。

議 長

はい。それでは、このとおりに決定をさせていただきたいと思っております。

それでは、長時間、ありがとうございました。

これをもちまして、本日の議案の審議は終わります。

お疲れ様でした。(録音終了)